

資料 2

会議中における情報通信機器の使用基準

1 趣旨

議会改革を進めていく中で、会議中における情報通信機器の使用を認めるにあたり、必要な基準を定める。

2 用語の定義

- (1) この基準において「会議」とは、丹波市議会における全ての会議をいう。
- (2) 「情報通信機器」とは、個人が所有するパーソナルコンピュータ及びタブレット端末をいう。

3 会議中に情報通信機器を使用するに当たっての留意事項

- (1) 録音や撮影並びに音声や操作音を発するなど会議の運営上支障となる行為を行わないこと。
- (2) 当該会議の目的外の用途に使用しないこと。
- (3) 個人との一切の通信を行わないこと。
- (4) ソーシャルネットワーキングサービスや掲示板などへの投稿をしないこと。
- (5) パーソナルコンピュータは、本会議場へは持ち込まないこと。ただし、傍聴者については、事前に議長の許可を得た場合はこの限りでない。
- (6) 電源は、各自バッテリーで対応すること。
- (7) 前6号に定めのない事項は、会議規則、傍聴規程等による。

4 違反行為に対する措置

議長又は委員会の委員長等は、前項の規定に違反する行為をし、又はしようとする者に対しては、注意をするものとする。ただし、再三の注意によっても違反する行為が改められない場合は、情報通信機器の使用の停止を命じるものとする。

5 適用範囲

この基準は、会議に入室する全ての者について適用する。

6 施行期日

この基準は、平成26年4月1日から施行する。